

下水道事業の役割

5. 新居浜市の 下水道について

下水道の役割

公衆衛生の向上

水洗化を通じて感染症の予防、悪臭や害虫の発生予防

浸水の防除

降った雨水を速やかに排除し、浸水を防除

公共用水域の水質の保全

河川や水路等の公共用水域の水質汚濁防止

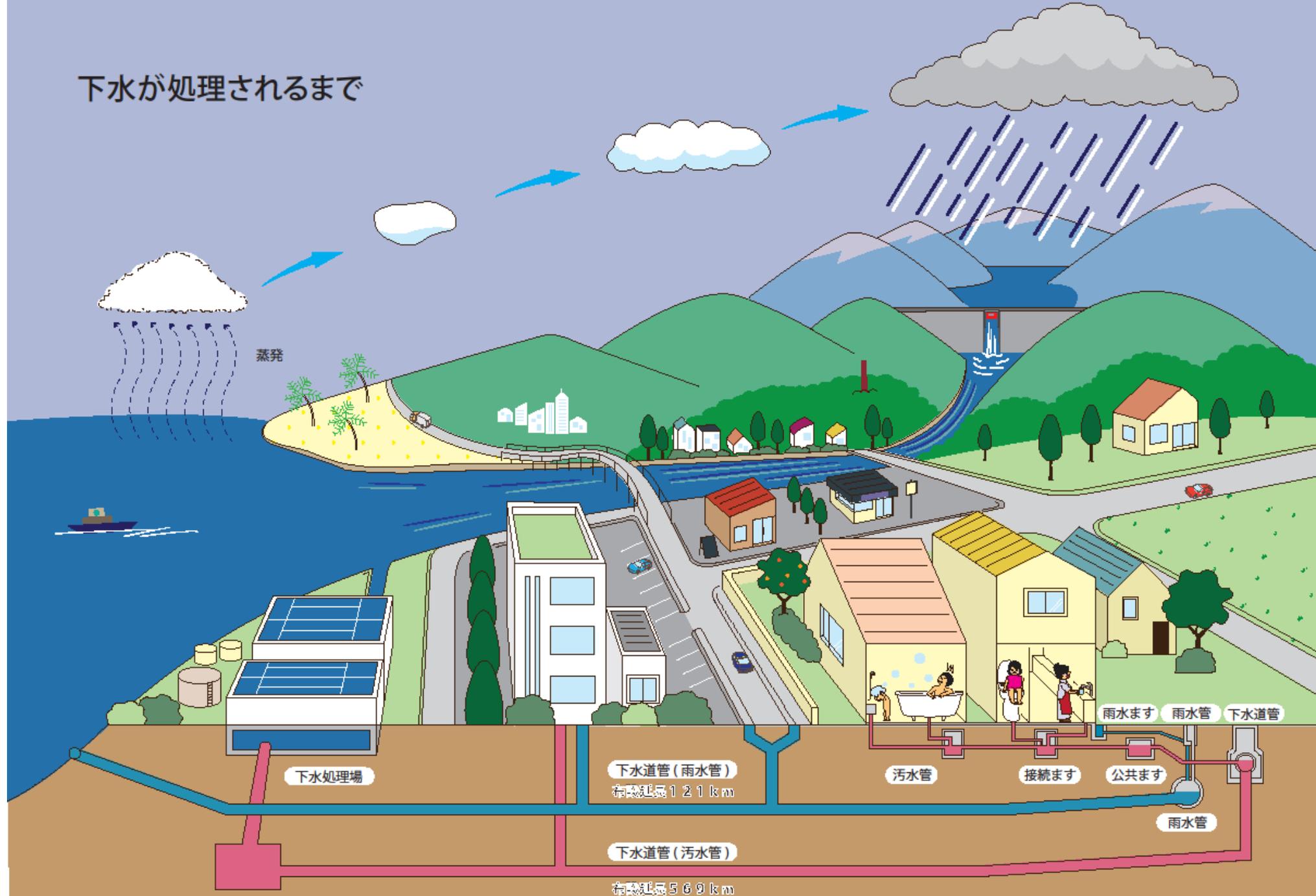
資源の有効利用

熱、ガス、汚泥等を再生、利活用し循環型社会に貢献

下水道法の規定

(第1条) 下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

下水が処理されるまで



新居浜市の下水道事業の沿革

沿革

- | | |
|-------------|---|
| 昭和28年 | 旧下水道法に基づく認可。 |
| 昭和35年 | 合流式下水道事業に着手（港町から西原町に至る区域） |
| 昭和45年 | 下水道法改正（公共水域の水質保全の責務課せられる） |
| 昭和48年 | 下水道計画見直し⇒分流式による基本計画策定
第1期事業着手（認可区域面積322ha） |
| 昭和55年 | 下水処理場一部供用開始 |
| 昭和58年～平成24年 | 第2期事業から第7期事業に順次着手 |
| 平成30年 | 第8期事業着手【H30～R05】（認可区域面積2538ha） |